

議案第9号

災害遺児手当助成条例の一部改正について

次のとおり災害遺児手当助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年6月16日

鳥取県知事 片山善博

災害遺児手当助成条例の一部を改正する条例

災害遺児手当助成条例（昭和47年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改	正	後	改	正	前

(定義)

第2条 この条例において「災害遺児」とは、義務教育終了前の児童（15歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続いて中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中學部に在学する児童を含む。）で県内に住所を有するもののうち、その養育者（児童を監護し、かつ、その生計を維持し、又は同じくする者で、規則で定めるものをいう。）が天災又は交通事故、海難その他の事故（以下「災害」という。）により死亡し、又は障害の状態（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第2に定める程度の障害の状態をいう。以下同じ。）となったもの（夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が災害により死亡し、又は障害の状態となった当時胎児であった子が生まれた場合における当該子を含む。）をいう。

(定義)

第2条 この条例において「災害遺児」とは、義務教育終了前の児童（15歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続いて中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中學部に在学する児童を含む。）で県内に住所を有するもののうち、その養育者（児童を監護し、かつ、その生計を維持し、又は同じくする者で、規則で定めるものをいう。）が天災又は交通事故、海難その他の事故（以下「災害」という。）により死亡し、又は障害の状態（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）別表第2に定める程度の障害の状態をいう。以下同じ。）となったもの（夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が災害により死亡し、又は障害の状態となった当時胎児であった子が生まれた場合における当該子を含む。）をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の災害遺児手当助成条例第2条に規定する災害遺児について市町村が支給した手当は、改正後の災害遺児手当助成条例第2条に規定する災害遺児について市町村が支給した手当とみなす。